

別 添

○ 類似業種比準価額計算上の業種目分類

「日本標準産業分類」の第12回改定に伴い、同分類に基づいて分類している類似業種比準価額計算上の業種目について見直しを行った。

これにより、評価会社の類似業種の業種目については、別表に基づき判定することとなる。

1 類似業種比準価額計算上の業種目

類似業種比準方式は、評価しようとする取引相場のない株式の発行会社（以下「評価会社」という。）と事業内容が類似する業種（以下「類似業種」という。）の業種目に属する複数の上場会社の株式の価額の平均値に、評価会社と類似業種の1株当たりの配当金額、1株当たりの年利益金額及び1株当たりの純資産価額の比準割合を乗じて評価する方式である。

この業種目は、「日本標準産業分類」^(注)の分類項目に基づき分類し、毎年発遣している「平成〇年分の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等について」（法令解釈通達）（以下「類似業種株価等通達」という。）で定めている。

(注)「日本標準産業分類」は、統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において行われる財及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類するものであり、統計の正確性と客観性を保持し統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として、総務大臣が公示している。

なお、「日本標準産業分類」は、総務省統計局のホームページで閲覧することができる(<http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm> (平成21年6月現在))。

2 「日本標準産業分類」の改定に伴う業種目の見直し

情報通信の高度化、経済活動のサービス化の進展等に伴う産業構造の変化に適合するため、「日本標準産業分類」の第12回改定が行われた（平成20年4月施行）。これに伴い、平成21年分の類似業種株価等通達について、業種目の見直しを行った。

3 平成21年分の類似業種比準価額計算上の業種目分類

上記見直しの結果、平成21年分の類似業種比準価額計算上の業種目分類は、別表「日本標準産業分類の分類項目と類似業種比準価額計算上の業種目との対比表（平成21年分）」のとおりとなる。

評価会社の類似業種の業種目については、別表に基づき判定することとなる。

(注) 評価会社の類似業種の業種目については、「直前期末以前1年間における取引金額」により判定することとなるが、当該取引金額のうちに2以上の業種目に係る取引金額が含まれている場合には、取引金額全体のうちに占める業種目別の取引金額の割合が50%を超える業種目とし、その割合が50%を超える業種目がない場合には、次に掲げる場合に応じたそれぞれの業種目となる（財産評価基本通達181-2）。

- ① 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似する小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合
その中分類の中にある類似する小分類の「その他の〇〇業」
- ② 評価会社の事業が一つの中分類の業種目中の2以上の類似しない小分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（①に該当する場合を除く。）
その中分類の業種目
- ③ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似する中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合
その大分類の中にある類似する中分類の「その他の〇〇業」
- ④ 評価会社の事業が一つの大分類の業種目中の2以上の類似しない中分類の業種目に属し、それらの業種目別の割合の合計が50%を超える場合（③に該当する場合を除く。）
その大分類の業種目
- ⑤ ①から④のいずれにも該当しない場合
大分類の業種目の中の「その他の産業」
- ※ 上記判定の際、小分類又は中分類の業種目中「その他の〇〇業」が存在する場合には、原則として、同一の上位業種目に属する業種目はそれぞれ類似する業種目となる。ただし、「無店舗小売業」（中分類）については、「小売業」（大分類）に属する他の中分類の業種目とは類似しない業種目であることから、他の中分類の業種目の割合と合計することにより50%を超える場合は、上記④により「小売業」となる。

※ 評価会社の規模区分を判定する場合の業種の分類

取引相場のない株式は、会社の規模に応じて区分し、原則として、大会社の株式は類似業種比準方式により、小会社の株式は純資産価額方式により、中会社の株式はこれらの併用方式により、それぞれ評価することとしている。

この場合における会社の規模の判定要素（「従業員数」、「総資産価額（帳簿価額によって計算した金額）」及び「直前期末以前1年間における取引金額」）の数値基準については、「卸売業」、「小売・サービス業」及び「卸売業、小売・サービス業以外」の三つの業種ごとに定めている。

評価会社がどの業種に該当するかについては、別表のとおりとなる。